

(要旨)

「1920年代ソ連の対日政策 -北サハリンを中心に-」

藤本 健太郎

1920年代のロシアと日本の関係は、対立構造で始まった。1905年のポーツマス条約以降、日露関係は「例外的な友好関係」と言われるものであり、4度に渡る日露協約において、満州および極東における相互利益を確認していたが、1917年のロシア革命がその関係を一変させたのである。当初、ボリシェヴィキ政権は日本に友好的な姿勢を示したにもかかわらず、日本は列強とともにシベリアに出兵した。これによって、日本はシベリア・極東における自らの勢力圏を拡大しようと画策したのである。一方で、ペトログラードで革命政権を成立させたばかりのボリシェヴィキ政権にとって、シベリア・極東は未だ自らの権力を確立できていない地域であった。その後も彼らは日本に対してソヴィエト政権との国交と通商を求め、その見返りとして極東における様々な権益を提示した。しかし、すでにシベリア・極東地域の反革命諸政権に対して支援工作を開始していた日本はそれに取り合わなかった。さらに、1920年に日本は、いわゆる「尼港事件」をきっかけとして北サハリンを「保障占領」した。

このように、1920年代の露日関係は、シベリア・沿海地方・北サハリンというロシア領への日本軍の展開を背景とする敵対関係を起点とすることとなった。1920年にソヴィエト政権（はじめは極東共和国とソヴィエトロシア、のちにソ連）と日本は国交樹立に向けた交渉を始めたが、そこで最大の焦点になったのも、日本軍の撤退問題であった。この問題は、1921-22年のワシントン会議で日本がシベリア・宴会地方からの撤退を表明し、さらに1925年に日ソ基本条約に伴って北サハリンからの日本軍撤退が定められる、という段階を経て解決されることとなる。同条約の締結後、ソ連は北サハリンの石油・石炭の採掘に関する利権を日本企業に付与し、1920年代後半に同地で日本の石油採掘が発展した。その後、20年代後半のソ日関係は、漁業協定が改定され、文化交流が行われ、さらにソ連側が不可侵条約の締結を日本に打診するなど、少なくとも表面上は革命前のような友好的な状況へと回帰することとなった。

この時期のソ日関係については、二国間交渉史、東北アジアをめぐる国際関係史、ロシア極東地域史の主に3つの視点から検討されてきたが、先行研究には大きな問題点が2つ存在する。1点目は、先行研究では、1925年の日ソ基本条約締結までの極東をめぐる外交交渉に関心が集中しており、20年代後半について十分な検討がなされていないという点である。これにより、ソ日関係が悪化していく1930年代の状況が1920年代と無関係であるかのように扱われる傾向がある。本論文は、1920年代後半の極東情勢やソ連中央の対日政策の展開を分析し、1920年代から1930年代にかけての対日政策の連続性と、それをもたらした原因について考察する。2点目は、上記のいずれの視点においても、先行研究はロシア側の一次史料を十分に検討できていないという点である。これにより、先行研究はロシア側の政策やその意図について仮説を提示するにとどまり、それぞれの政策にどのような一貫性があったのかについて明らかになっていない。本論文は、ロシア国立社会主義文書館（旧ソ連共産党文書館）、ロシア連邦国立文書館などに所蔵される一次史料と、刊行され

たロシア側の資料集（一般の研究者が現物を閲覧できない史料を多く含む）を可能な限り使用し、そしてそれらでは語られない部分については日本外交文書を利用して、1920年代のソヴィエトロシア／ソ連の対日政策の展開を実証的に明らかにする。

各章の要約は以下の通りである。

第1章では、以下の議論の前提として、1920年代のソヴィエト・ロシア／ソ連の対日政策の策定および決定のパターンを概観する。1920年代においては、ソヴィエト・ロシア／ソ連の外交政策は、外務人民委員のゲオルギー・チチェーリンを中心に、外務人民委員代理のレフ・カラハン、マクシム・リトヴィノフ、および外務人民委員部の幹部で構成される参与会が、相互に協議や意見交換を行いながらも各々ある程度の自律性を保持しながら共産党中央委員会政治局に政策案を諮り、政治局が適宜検討と修正を加えて最終決定を行うという形で策定されていた。対日政策の形成においてとりわけ大きな影響力を有していたのはチチェーリンであり、彼が病氣療養に入った28年8月以降は、カラハンがその役割を主に引き継いだ。この間、ヨシフ・スターリンは、外務人民委員部と政治局の橋渡しを行う役割を果たしており、組織間のバランスとして政策の決定に一定の影響力を行使することはあったものの、チチェーリンほどの発言力はなかった。スターリンが対日外交における発言力を増していくのは、チチェーリンの退場後のことである。

第2章は、ワシントン会議において日本がシベリア・沿海地方からの撤兵を表明する1922年までの期間を対象に、日本とソヴィエト・ロシアおよび極東共和国との交渉過程を検討する。極東共和国は、ソヴィエト・ロシアが日本との直接的な軍事衝突を避けるために樹立した緩衝国家であるが、その存在が露日間の国交樹立交渉を複雑化することとなった。極東共和国の存在ゆえに、露日間の交渉は二元化し、しかもソヴィエト・ロシアと極東共和国がしばしば矛盾する立場を示したためである。この時期、露日間には、極東共和国の代表が間接的に参加したワシントン会議、極東共和国・日本間の大連会議、そしてワルシャワ等におけるカラハンと日本の外交官の非公式会談という、3つの交渉チャンネルが存在した。ソヴィエト・ロシアおよび極東共和国の外交方針を統括する立場にあったチチェーリンは、極東共和国に対日強硬姿勢を取らせ、ワシントン会議の終了まで大連会議を引き延ばすことで、ソヴィエト・ロシアに有利な状況のもとで日本にソヴィエト・ロシアとの交渉を強いるという対日交渉方針を策定し、政治局の承認を得た。

このようなチチェーリンの対日交渉方針は、日本が極東でさらに軍事行動を拡大することはないとの認識に基づいていた。しかし、日本軍と直接対峙する極東共和国は、日本が軍事行動を拡大することを恐れていた。この危機感に加え、モスクワ・極東共和国間の意思疎通の失敗も相俟って、しばし極東共和国はモスクワの意に反する柔軟姿勢で対日交渉を進めることとなった。このことは、極東共和国がいったん日本側に付与した利権の取り消しや極東共和国上層部の人事交代などにつながった。一方で、チチェーリンの意を受けたカラハンは、ワルシャワ等における日本外交官との非公式交渉において、ソヴィエト・ロシアが日本に利権を付与する用意があることを示しつつ日本軍の撤兵を求め、極東共和国ではなくモスクワと国交樹立交渉を開始するよう日本側に慫慂している。カラハンの非公式交渉は、日本をソヴィエト・ロシアとの交渉に仕向けようとするチチェ

ーリンの対日交渉方針に沿うものであった。

結果的に、チチェーリンの対日交渉方針は想定通りに機能しなかった。日本政府は、ワシントン会議においてアメリカと足並みを揃えることを重視し、早い段階からシベリア・沿海地方からの撤兵を決定していた。一方で日本政府は、イデオロギーの問題や極東共和国を日本側に取り込もうとする意図から、モスクワではなく極東共和国との交渉を継続した。しかし、極東共和国は上記のチチェーリンの方針に従って強硬姿勢を維持したため、1922年1月に日本が大陸からの撤兵方針を表明した後の日本と極東共和国の交渉は何ら成果を生み出さなかった。同年10月に沿海地方からの日本軍撤兵が完了したのを見届けて、ソヴィエト・ロシアは極東共和国を併合し、年末にはソ連が成立する。これ以降、ソ日間の国交樹立交渉は、なお日本軍が駐留を継続する北サハリンを焦点に展開していくこととなる。

第3章では、ソ日国交樹立交渉において、北サハリンからの日本撤兵の対価として浮上した、北サハリン売却問題を検討する。ソ日間交渉の早い段階で、日本側は1億円で北サハリンを購入することを提案した。これに対してソ連側が終始日本側の提示する金額の10倍ほどの売却金額を対案として提示し続けたことから、先行研究はソ連側には当初から北サハリン売却の意思は無かったと解釈している。しかしながら、同時期の政治局決定や政治局が設置したチチェーリンを委員長とする小委員会の報告によれば、ソ連中央はサハリン売却の可能性を否定していなかった。政治局は、日本との早期の国交樹立を望んでいたが、それに際して帝政期の旧債務などの莫大な支払いを強いられる可能性を懸念していた。政治局は1922年のラパッコ条約のように請求権の相互放棄が行われるのが最良と考えていたが、それが実現するか否かにかかわらず、北サハリンの売却価格を可能な限り高く設定することにより、ソ連側の金銭的負担を回避し、可能であれば日本から現金の支払いを獲得しようとしていたのである。

これに対して、対日交渉に実際に携わったカラハンやアドルフ・ヨッフエら外務人民委員部は一貫して売却に消極的であり、日本への利権供与のみを見返りとして国交樹立交渉をまとめようとしていた。対日交渉においてカラハンらが強硬姿勢を崩さなかったことから、日本側はソ連に北サハリンを売却する意図はないとの見方に傾き、請求権問題についてもそれを条約締結後に先送りする形で国交樹立を急ぐ姿勢へと転換した。政治局が請求権問題と北サハリン売却をリンクしていたことは、日本側が請求権問題で柔軟姿勢を示した後に政治局が北サハリン売却の可能性に言及しなくなったことから明らかである。以上の過程から、北サハリン売却に消極的な外務人民委員部が政治局の方針よりも自らの方針を優先する形で対日交渉を進め、日本側が早期に譲歩したことで、結果的に北サハリン問題については外務人民委員部の方針が貫徹されたと見る事が出来る。

第4章では、日ソ基本条約の締結から1920年代後半にかけてのソ日関係の展開を検討する。北サハリン売却の可能性が消えると、政治局は、北サハリン撤兵の見返りとして日本に北サハリンの石油・石炭採掘利権を供与することを決定した。利権の具体的な条件については、日本企業をコントロールするために出来るだけ抑制的な条件で交渉を進めようとする利権委員会と、日本軍の早期撤兵を実現するために可能な限りの譲歩を提示しようとするチチェーリンとの間で意見対立があっ

たが、政治局は後者に近い決定を行い、結果的に日本はきわめて有利な条件で北サハリンの石油利権を獲得することとなった。基本条約の締結後、ソ連は日本に宥和的な姿勢を示した。ソ連は漁業協定の改定に際して日本側に有利な条件を譲許し、ソ日貿易や文化交流も順調に拡大した。ソ連側からの不可侵条約締結の提案に対しては、むしろ日本側が現状維持を指向してこれに応じなかったものの、20年代後半のソ日関係は少なくとも表面的には友好的であった。

しかし、ソ連中央では、極東における日本の経済的影響力拡大が政治的影響力の拡大にもつながるのではないかとの懸念が、基本条約締結後の早い時期から存在していた。北サハリンにおける日本の石油開発が順調に進展したことで、このような懸念は強まっていった。日本の影響力を抑制するために、チチェーリンは、帝国主義列強を競わせて相互抑制を図るという政策を復活させ、米英企業の極東誘致を図った。一方、内政を管轄する諸機関は、ロシアの自国資本による開発を促進することによって、日本の経済活動を抑制することを目指した。これらの動きを受けて、1927年8月には政治局が、日本への利権付与を抑制するとともに、北サハリンで日本企業に対抗できる自国企業を育成すること、ウラジオストク地域への朝鮮人の流入に対抗してロシア人の入植を加速することなどを盛る対日政策を決定した。これと並行して米国の石油会社への利権付与交渉も進められたが、候補の米国企業が交渉を打ち切ったことで、列強を競わせる政策は不調に終わった。結果的に、北サハリンの日本企業を抑制する政策は、1928年に国営のトラスト・サハリンネフチの設立へと帰結することとなる。

第5章では、1928年末から29年にかけてスターリンの下で行われた対日政策の見直しについて考察する。29年4月に政治局が承認した新たな対日政策には、それまでは外交関係上望ましくないと考えられていた日本企業への監視や、日本を仮想敵とする沿岸警備の強化などの新たな方針が盛り込まれた。この新たな対日政策については、チチェーリンが病気療養で外交の第一線から去った後にスターリンのもとで策定されたこともあり、リーダーシップの交代に伴う政策転換と考えられてきた。しかしながら、新たな対日政策には、前章で検討した1927年8月に政治局が決定した対日政策からの多くの連続性を見出すことが出来る。新政策の背後には北サハリンを含む極東における日本の影響力の拡大への懸念が存在し、具体的な政策についても、極東へのソ連の資本および人員の投入拡大、アメリカ資本の誘致など、多くの連続性を見出すことが出来るのである。

終章では、各章の議論を要約した後に、1920年代から30年代にかけてのソ連の対日政策の連続性を考察する。第5章で検討したように、1930年代にスターリンの下で顕在化する敵対的な対日政策は、すでに1929年4月に準備されていたが、さらにその淵源は1927年8月の政治局決定にさかのぼることが出来る。そしてこの政治局決定の背後にあったのは、日ソ基本条約の枠組みの下で日本側に付与された利権に基づく、北サハリンをはじめとする極東における日本の経済活動の拡大に伴う政治的影響力拡大への懸念や警戒感であった。スターリンの権力掌握と満州事変は、ソ連の対日警戒感を顕在化させたものの、その警戒感自体は、ソ日関係が新たな友好の時代を迎えたと考えられていた1920年代後半に徐々に形成されていたものであり、このような友好関係の起点となった日ソ基本条約にはすでにその萌芽を見ることが出来るのである。